

令和8年 第139回南あわじ市議会定例会

提案する諸条例等の制定要旨

議案第41号 南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、公的医療保険の保険料に上乗せする形で「子ども・子育て支援金」を徴収する新制度が開始されること及び国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）等の改正に伴い、国民健康保険税として新たに課する子ども・子育て支援納付金課税額について、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和8年4月1日からとし、令和8年度以後の国民健康保険税から適用すると定めています。